

○箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議委員会設置条例

平成二十五年三月二十八日
条例第三号

(設置)

第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号。以下「法」という。)第四十七条第一項の規定に基づき、箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議委員会(以下「審議委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第三条 審議委員会は、委員三人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第六条 審議委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、[箕面市報酬及び費用弁償条例\(昭和二十九年箕面市条例第十号\)](#)の定めるところによる。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における審議委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略